

ちいき と あ 地域あんしんセンターへのお問い合わせ

ちいき 地域あんしんセンターたちかわ

げつようび きんようび ごぜん ごご
月曜日～金曜日 午前8:30～午後7:00

どようび ごぜん ごご
土曜日 午前8:30～午後5:00

たちかわし ふじみちよう たちかわし そうごう ふくし ない
立川市富士見町2-36-47 立川市総合福祉センター内

☎ 042-529-8319

FAX: 042-526-6081 MAIL: anshin@tachikawa-shakyo.jp

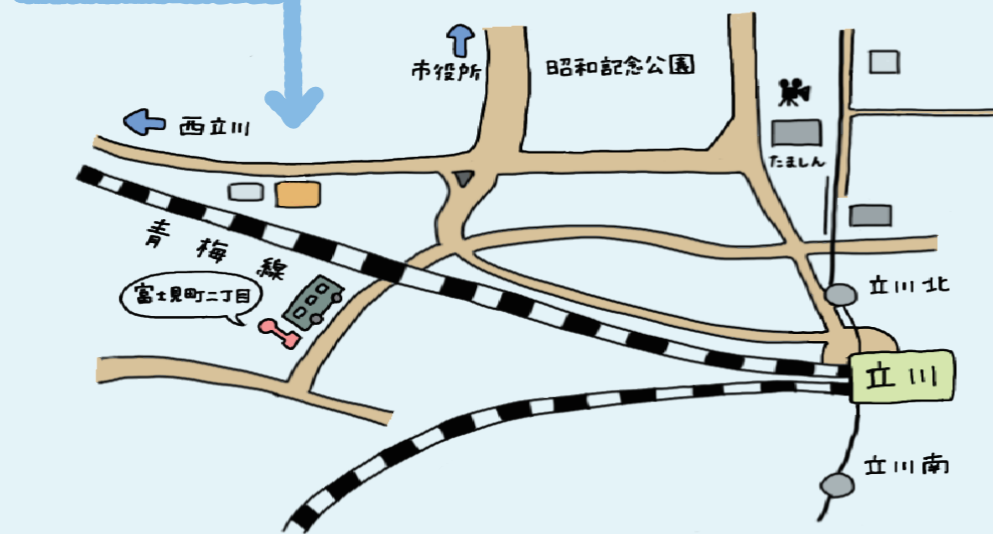


あんしんセンターまで

たちかわ えき きたぐち
立川駅北口から
とほ ふん
徒歩 15分
にし たちかわ えき
西立川駅から
とほ ふん
徒歩 8分

【バス】

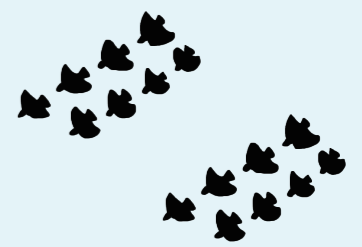
たちかわ えき きたぐち
立川駅北口 (10) (11)
ふじみちよう ちようめ げしゃ
富士見町2丁目 下車



せいねんこうけんせいど すいしんきかん
成年後見制度推進機関に
そうだん
ご相談ください

とない かく くし みぢか ちいき せいねんこうけんせいど かん そうだんなど
都内各区市では、身近な地域で成年後見制度に関する相談等を受けられるよう、成年後見制度推進機関を設置しています。成年後見制度やその手続きに関する相談を始め親族等の成年後見人等に対する相談や学習会、情報交換の場の提供、地域関係者のネットワークづくり等を行なっている機関です。また、法人後見の受任や、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を行なっています。

しゃかいふくしほうじん たちかわし しゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 立川市社会福祉協議会



ちいき 地域あんしんセンターたちかわ

せいねんこうけんせいど

成年後見制度のごあんない






にんちしよう ちてきしょうがい せいしんしょうがい りゆう ほんだんのりよく ふじゅうぶん ふどうさん
認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になると、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。本人に不利益な結果を招くことがないように保護し、支援するのが成年後見制度です。地域あんしんセンターたちかわでは、成年後見制度の利用に関してのご相談を受け付けています。

成年後見制度は、認知症や障害などにより自分ひとりで判断をすることができない人を支え、権利を守る制度です

成年後見制度にはすでに判断能力が低下している場合に利用する法定後見制度と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

法定後見制度は類型によって、本人の代わりに行うことができる範囲が変わります。医師の診断書や本人をよく知るサービス事業者が記入した本人情報シート等をもとに、最終的にどの類型なのかは家庭裁判所が決めます。

後見	保佐	補助
<p>常に判断能力が欠けている</p> <p>すべての法律行為について同意、取り消しができる</p> <p>すべての行為を代理することができる</p> 	<p>判断能力が著しく不十分</p> <p>借金や相続の承認などの法律行為と裁判所が定める行為について同意、取り消し代理ができる</p> 	<p>判断能力が不十分</p> <p>申立により裁判所が定める行為について同意、取り消し代理ができる</p> 

成年後見制度を利用するには申立書を作成し家庭裁判所に提出する必要があります。申立書の作成は4親等以内の親族または市区町村長がすることができます。申立書の作成は法律の専門職に作成を依頼することもできます。

任意後見制度

判断能力があるうちに将来の不安に備えて、自分で判断ができなくなった時、かわりに自分のことを決めてもらう候補者と契約を結ぶ制度です。

任意後見契約を結ぶ時には必要書類を揃えて公証役場で手続きをする必要があります。

判断能力が低下した後に、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任を申立を行います。そこから後見業務がスタートです。



地域あんしんセンターたちかわでは、成年後見制度の利用に関するご相談から将来へのちょっとした不安までご相談を受け付けております。



後見制度の利用を考えているが、申立をどのようにすればいいの？

申立の方法について、詳しくご説明します。どんな人が成年後見人になれるのか、どんな人に成年後見人になってほしいのか伺い、いっしょに考えることもできます。申立の手続きについてもぜひご相談ください。

母親の後見制度利用を考えているが、誰に頼んだらいいのかわからない。

後見人になうことができる弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職をご紹介します。

自分のことを自分で決めることが難しくなった時、誰に頼ればいいのか分からない。将来が不安。

成年後見制度だけでなく、ご本人のことを支える方法はたくさんあります。何かを決めることがひとりでは難しい方でも、何らかの支援があれば決めることができ、ご本人らしい生活を送ることにつながります。将来ありたい姿を伺い、その方法をいっしょに考えていくことができるので、ささいなことでもお気軽にご相談ください。

司法書士による専門相談も実施しています（予約制）

毎月第2土曜日に司法書士相談を行っております。

①午後1時から②午後2時から③午後3時から1時間程度の相談時間です。予約制ですので、お問い合わせください。